

# 学位規則の改正（博士論文のインターネット公表）

## 【改正の趣旨・概要】

○大学の教育研究の成果である博士論文等の質を相互に保証し合う仕組みとして、博士論文等を相互に参照できるように公表することを規定している。

○公表の方法については、制度創設の昭和28年以来「印刷公表」（単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物に登載すること）によると規定されてきたところ、情報化の進んだ現下の状況に合わせて、また、印刷の負担軽減の観点から、「インターネットの利用による公表」とする改正を行う。

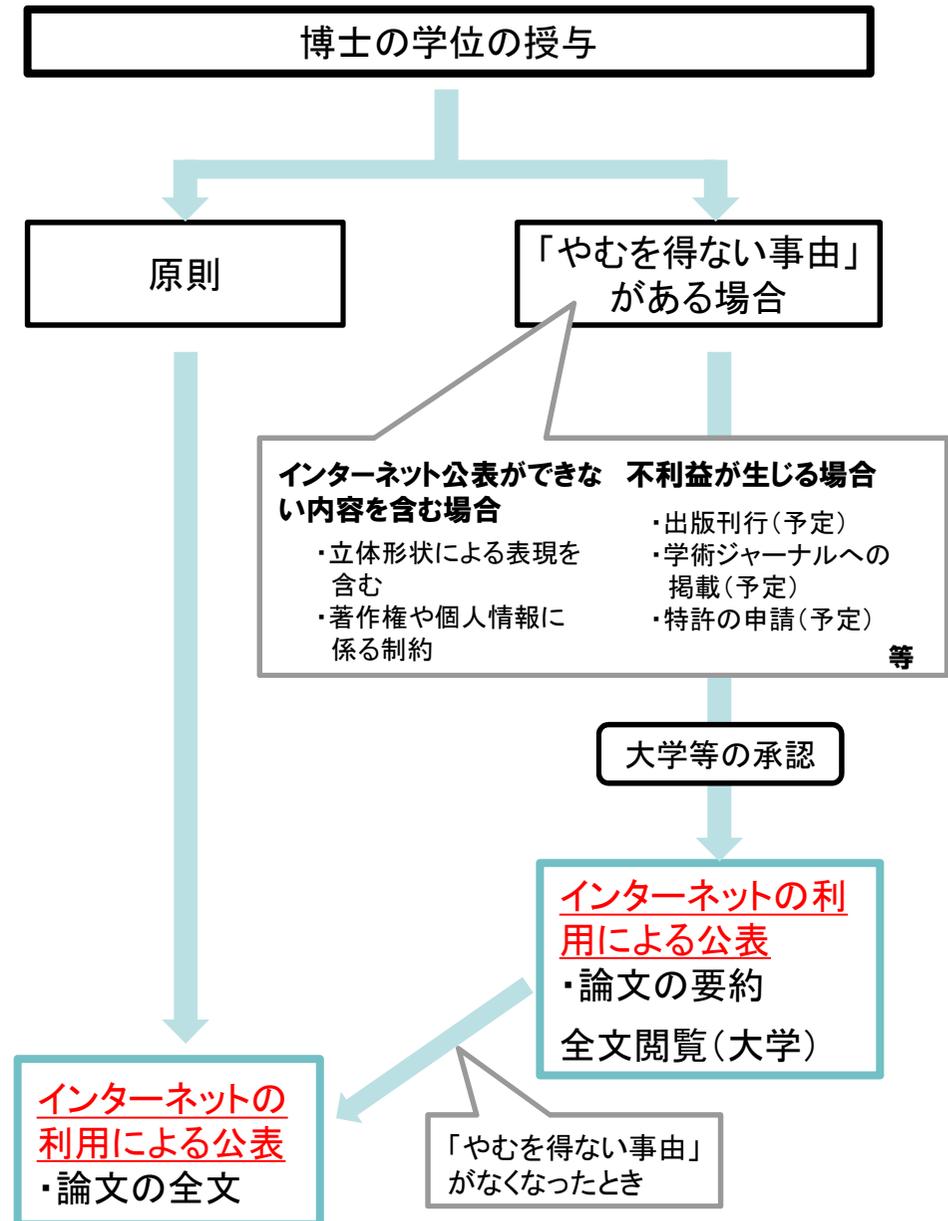
### 学位規則(抄)[改正前]

第九条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から一年以内に、その論文を印刷公表するものとする。

→ 「インターネットの利用による公表」  
に改正

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

## 改正後の博士論文の公表に係るフロー



# 改正後の運用について

平成25年4月1日施行予定  
(施行日以降に授与する学位に適用)

博士号取得者

新学位規則  
第9条

学位授与大学等の協力を得て、インターネットにより公表  
・博士論文の全文  
(やむを得ない事由がある場合、大学等の承認を受け、全文に代えて要約とすることが可能)

「インターネット公表」は、各大学の機関リポジトリによる公表を基本とする。

学位授与大学等

新学位規則  
第8条

インターネットにより公表  
・博士論文要旨  
・論文審査の結果の要旨

学位規則  
第12条

文部科学大臣への提出  
・学位授与報告書

学位規則  
第13条

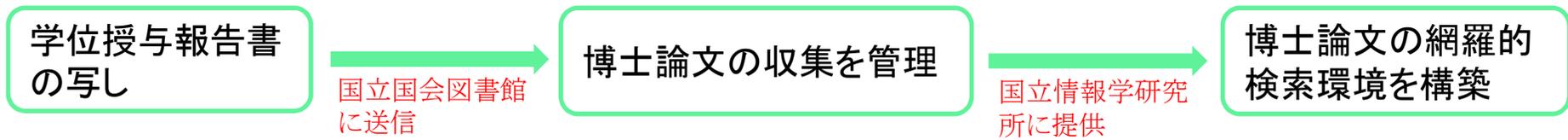
文部科学大臣への報告  
・(整備を行った場合)学位規程

今次の改正に伴い、電子的な提出を原則とする運用に変更。

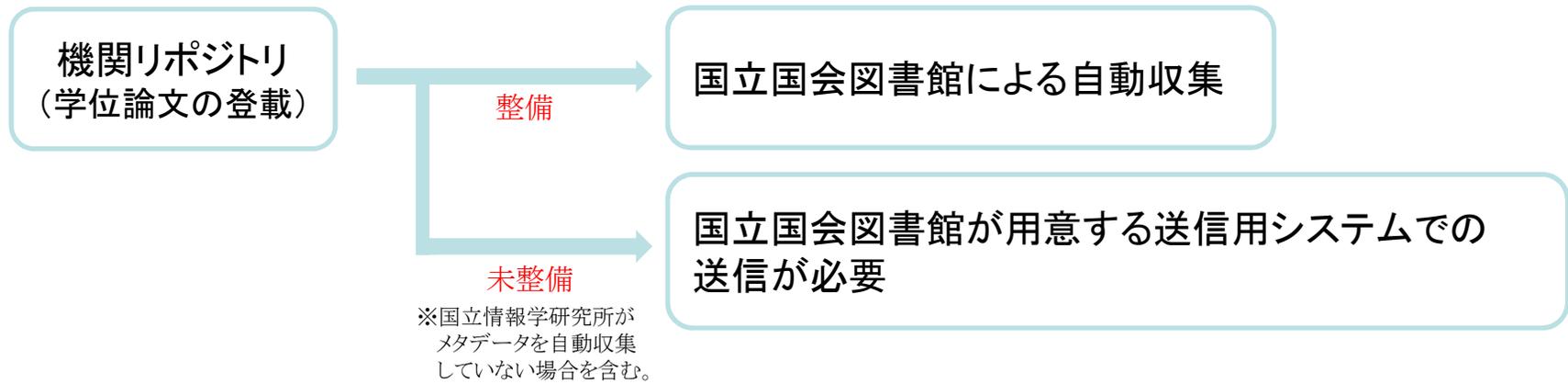
高等教育局長通知  
(H25.3 発出予定)

国立国会図書館への送付  
・博士論文の全文等

# 改正に係る必要な手続きの概要



「インターネット公表」は、各大学の機関リポジトリによる公表が原則。



新学位規則第9条第2項により要約を公表した場合における全文の取扱い。

